

令和4年度福井市建設工事入札契約における 方針及び留意事項

1 条件付き一般競争入札

原則、「事後審査型」での執行とします。

以下「条件付き一般競争入札」と表記する箇所については、すべて「条件付き一般競争入札（事後審査型）」と読み替えてください。

設計金額（税込）1,000万円以上での執行を継続します。

※工事内容等によっては、1,000万円未満であっても、条件付き一般競争入札を実施する場合があります。

(1) 発注基準

発注基準表については、別紙のとおりとします。

なお、「土木一式、舗装、建築一式、電気・管・機械器具設置」は、経過措置を継続します。

(2) 手持ち工事件数

条件付き一般競争入札（企業局案件を除く。）の手持ち工事件数を1者4件以下とします。

ただし、総合評価方式及び災害復旧工事については、手持ち工事の対象外とします。

上記の条件に関わらず、同一事業又は同一工種など同時期に複数の入札案件が行われる場合には、別に手持ち工事件数又は落札件数などを制限することがあります。

※緊急のやむを得ない事情がある場合等については、別途制限を緩和する場合があります。

(3) 設計図書の閲覧

設計図書は、入札情報サービスシステムに掲載します。

なお、設計図書の閲覧が確認できない者が行った入札は無効とします。

(4) 工事費内訳書の提出

全ての入札参加者に入札書提出の際に工事費内訳書の提出を求めます。

工事費内訳書を提出しないもの、記名が無いなど内容に不備がある工事費内訳書を提出した者が行った入札は無効とします。

工事費内訳書が無効となる事由については、別紙のとおりとします。

2 指名競争入札

設計金額（税込）1,000万円未満での執行を継続します。

※工事内容等によっては、1,000万円未満であっても、条件付き一般競争入札を実施する場合があります。

地域性の高い業者選考に努めます。

競争性を高め、1者入札を有効とします。

※一定以上の競争性を確保した選考を行った場合に限りです。

(1) 指名業者選考

指名業者の選考は、発注する建設工事に該当する工種（※本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている工種に限ります。）の経営事項審査における総合評定値及び完成工事高とともに、対象工事の施工地区、業者の施工実績などを考慮して行います。

(2) 設計図書の閲覧及び工事費内訳書の提出

条件付き一般競争入札と同様とします。

(3) 災害復旧工事に係る特例措置（試行）

土木一式工事について、原則、設計金額（税込）3,000万円未満での執行とします。

また、本復旧工事における業者の選考については、早期復旧を図るため基準を緩和するとともに、対象工事の施工地区、当該工事に係る応急復旧工事の施工実績などを考慮して行います。

3 技術者等の適正な配置

適正な技術者及び現場代理人の配置を求めます。

適正な技術者及び現場代理人の配置が確認できる書類の提出を求めます。

(1) 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号）の取扱い

営業所の専任技術者は、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされていることから、専任を必要とする主任技術者又は監理技術者及び現場代理人として建設工事に配置できません。

ただし、当該営業所と近接の工事で専任を必要としない主任技術者又は監理技術者としての配置は可能です。

（注）当初、専任を必要としなかった工事であっても、変更契約で専任が必要な請負金額になった場合には配置できなくなります。

※「営業所における専任の技術者の取扱いについて」（平成15年4月21日国総建第18号）参照

(2) 配置を予定している監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）、担当技術者及び現場代理人の取扱い

配置を予定している監理技術者等、担当技術者及び現場代理人（以下「配置予定技術者等」という。）は、契約締結時点で入札参加条件を満たすこととします。（※参加資格確認審査時に記載された配置予定技術者等に限ります（その後の追加・変更は認めません）。適正な配置が不可能となった場合は、指名停止等措置の対象となります。）ただし、参加資格確認審査時において他工事に配置されている場合は、別途誓約書等の提出を求めます。

※事前審査型の場合は、参加資格確認審査時を入札参加申請時と読み替える。以下、同じ。

(3) 主任技術者又は監理技術者の手持ち工事件数

専任を要しない工事において、1人の主任技術者又は監理技術者が兼務できる公共工事件数の制限は行っておりません。

(4) 現場代理人の兼務の取扱い

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう、工事現場への常駐（＝当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中特別な理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していること）が義務付けられています（工事契約約款第10条第2項）。

ただし、以下の条件の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合（※特記仕様書で兼務することが認められた工事に限ります。）は、現場代理人の兼務を認めることとします。

ア 工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること。

イ 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。

※現場代理人の兼務の取扱いに係る詳細については、[『技術者配置 Q&A』を参照してください。](#)

(5) 配置予定技術者等の雇用関係の確認

条件付き一般競争入札の配置予定技術者等は、入札書提出日を基準日とし、それぞれ下表のとおり雇用関係を有することとします。

※事前審査型の場合は、入札書提出日を入札参加申請日と読み替える。以下、同じ。

入札方法	種別	継続雇用期間
条件付き 一般競争入札	監理技術者等	入札書提出日以前3か月以上
	担当技術者	入札書提出日以前3か月以上
	現場代理人	入札書提出日以前
指名競争入札	監理技術者等	開札日以前
	担当技術者	開札日以前3か月以上
	現場代理人	開札日以前
随意契約	監理技術者等	見積書提出日以前3か月以上
	担当技術者	見積書提出日以前3か月以上
	現場代理人	見積書提出日以前

※契約時に、下記のいずれかの書類の提出を求めます。

- ・対象者の健康保険被保険者証等の写し
- ・事業所別被保険者台帳照会（契約締結日以前3か月以内にハローワークで発行されたハローワークの受理印のある原本又は写し）

営業所の専任技術者及び経營業務管理責任者は、専任を要する監理技術者等及び現場代理人として配置することはできません。

その他については、基本的に「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）に[準じます](#)。

4 入札参加条件（担当技術者）

品質確保の観点から、入札参加に担当技術者の配置を求めます。

契約時に、担当技術者選定通知書と雇用関係が証明できる書類の提出を求めます。

(1) 舗装工事の入札参加条件

舗装工事に係る打合せ及び発注者が指定する工程において1級又は2級舗装施工管理技術者を担当技術者として施工現場に配置できることとします。なお、担当技術者については、

条件付き一般競争入札：入札書提出日

指名競争入札：開札日

} を基準日とし、その基準日以前3か月以上の

継続した雇用関係を有していることとします。（ただし、指名競争入札については、本市の舗装・造園工事技術者名簿に登録されている者に限ります。）

※発注工事が混在工事の場合は、舗装工事以外のものについても上記の条件を付すことがあります。

(2) 造園工事の入札参加条件

造園工事に係る打合せ及び発注者が指定する工程において1級又は2級造園技能士を担当技術者として施工現場に配置できることとします。なお、担当技術者については、

条件付き一般競争入札：入札書提出日

指名競争入札：開札日

} を基準日とし、その基準日以前3か月以上の

継続した雇用関係を有していることとします。（ただし、指名競争入札については、本市の舗装・造園工事技術者名簿に登録されている者に限ります。）

※発注工事が混在工事の場合は、造園工事以外のものについても上記の条件を付すことがあります。

5 入札参加条件（施工実績）

品質確保の観点から、入札参加業者の実績を考慮します。

(1) 法面処理工事の入札参加条件

発注工種は、建設工事の種類の『とび・土工・コンクリート』とします。

また、『とび・土工・コンクリート』における福井市の入札参加資格登録業者のうち、本市に登録されている経営規模等評価結果通知書における『法面処理』の実績（2年又は3年平均の完成工事高）を有する業者を対象とします。

6 同一入札への参加制限

(1) 系列会社の入札参加制限

資本的（親会社と子会社、親会社が同一である子会社）・人的（役員を兼務している会社）等、系列会社の同一入札への参加を制限します。

上記の関係に該当する者が行った入札は無効とします。

なお、条件付き一般競争入札においては、案件毎に「資本的関係又は人的関係に関する申告書」の提出を求めます。

(2) 組合組織の入札参加制限

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合と当該組合の組合員が、同一入札へ参加することを制限します。

なお、組合が当該入札へ参加する場合は、案件毎に最新の組合員名簿の提出を求めます。

7 見積期間

労働環境の改善等が図れるよう、土日等を含まない見積期間とします。

※やむを得ない事情があるときは、見積期間を短縮する場合があります。

(スケジュール例)

設計金額等	一般競争入札		指名競争入札
	建築一式 及び 5,000 万円以上	5,000 万円未満 (建築一式除く)	
公告・通知	月曜 公告		金曜 指名通知
開札日	公告日の翌々週の 水曜日	公告日の翌々週の 水曜日	指名通知の翌々週の 火曜日

8 最低制限価格等

建設工事の入札における最低制限価格は、設計金額に下記設定率をランダムで乗じ算出されます。(※調査基準価格についても同様の算出方法となります。失格基準価格については、調査基準価格の90%)

- ・ 建築一式以外 89%から91%までの範囲内
- ・ 建築一式 90%から92%までの範囲内

9 積算内訳の事後公表

予定価格130万円を超える建設工事について、契約締結後、積算内訳を公表いたします。ただし、その後の入札に支障をきたすおそれのある工事については、積算内訳を非公表とする場合があります。

【公表方法】 入札情報サービスの入札結果に積算内訳を追加公表

【公表時期】 落札決定日の翌日から起算して5日（土日等を除く。）を超える
最初の月曜日 16 時頃

【公表内容】 工事区分、工種等の数量及び金額等、並びに、共通仮設費等の金額等

なお、積算内訳の公表方法については、契約課（20-5277）

公表内容については、発注課及び技術管理課（20-5172）

にお問合せください。

10 社会保険等未加入業者への取組み

競争入札参加資格審査申請時に提出された経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書において、雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄に「無」の記載がある場合は、入札参加資格者名簿へ登録しません。（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）

また、予定価格130万円を超える建設工事については、原則、一次下請業者は法令に基づき必要な社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に適切に加入している業者に限定することとします。違反した場合は、元請業者を指名停止等措置の対象とします。

11 情報共有システム

入札条件に「情報共有システムを利用すること」（土木工事特記仕様書に記載）が付されている場合は、「福井市情報共有システム運用ガイドライン」に沿って情報共有システムを利用することとします。違反した場合は、元請業者を指名停止等措置の対象とする場合があります。

なお、情報共有システムの運用については、技術管理課（20-5172）にお問合せください。

12 総合評価方式競争入札

福井市では、工事の品質確保・向上を図ることを目的として、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入しています。なお、同方式適用の工事は、平成30年10月1日より低入札価格調査制度の対象となっています。

工種毎の設計金額による区分を以下のとおりとし、施工業者及び配置技術者の技術力・施工経験等が重要と判断する工事を選定し実施します。なお、総合評価方式を適用することが適切と考えられる工事については、工種及び基準設計金額に関わらず、総合評価方式を適用することとします。

工 種	基準設計金額（税込）
土 木 一 式	1 億円以上
建 築 一 式	2 億円以上
舗 装	5 千万円以上
管	5 千万円以上
管（企業局本管工事）	1 億円以上
電 気	5 千万円以上
機 械 器 具	5 千万円以上
解 体	※対象工作物の建設工種の基準設計金額

※「対象工作物の建設工種の基準設計金額」とは、例えば、建築物の解体の場合、建築一式の2億円以上となります。

1 3 福井県電子入札システムの共同運用

福井市では、条件付き一般競争入札及び指名競争入札において、福井県電子入札システムの共同運用を実施しており、入札に際しては、電子入札システムに対応した認証局が発行する I C カードを利用した認証方法により対応していただくこととなります。

そのため、電子入札システムに対応できるパソコン、周辺機器の設定、I C カード等の環境の整備が必要となります。

詳細はこちら（福井県HP <http://www.pref.fukui.jp/doc/kanri/kizai.html> ただし、『福井県』を『福井市』に読み替えて参照してください。）

1 4 週休 2 日制促進工事の実施

原則、すべての工事において「週休 2 日制促進工事」の対象とします。

週休 2 日（4 週 8 休）に満たないときは、減額変更となる場合があります。

現場閉所の報告に虚偽があった場合や、促進工事に取り組む意思を表したにもかかわらず、特段の理由なしに取り組まなかった場合等、明らかに悪質な行為が認められた場合は、元請業者を指名停止等措置の対象とする場合があります。

なお、週休 2 日制促進工事の詳細については、技術管理課（20-5172）にお問合わせください。